

現場説明書

1	工 事 名 称	令和4年度 白田地区新小学校整備事業 グラウンド整備工事
2	工 事 箇 所	佐久市下小田切165-1 ほか
3	工 事 概 要	グラウンド整備工事 一式 クレイ舗装 面積7,408㎡ 暗渠排水工 300×300～400×400 延長827m 防球ネット 高さ10.0～14.7m 延長160m トラックロープ 160mトラック6コース 遊具 鉄棒、ブランコ、ジャングルジム ほか
4	関 連 工 事	【同一敷地において施工中の工事】 令和3年度 白田地区新小学校整備事業 第1工区建築（本体）工事 令和3年度 白田地区新小学校整備事業 第1工区建築（電気）工事 令和3年度 白田地区新小学校整備事業 第1工区建築（管）工事 令和3年度 白田地区新小学校整備事業 第2工区建築（本体）工事 令和3年度 白田地区新小学校整備事業 第2工区建築（電気）工事 令和3年度 白田地区新小学校整備事業 第2工区建築（管）工事 令和3年度 学校給食白田センター建設事業 建築（本体）工事 令和3年度 学校給食白田センター建設事業 建築（電気）工事 令和3年度 学校給食白田センター建設事業 建築（管）工事 【同一敷地内において令和4年度中に発注予定の工事】 令和4年度 白田地区新小学校整備事業 屋外トイレ棟建築工事
5	支 払 条 件	債務負担行為事業
6	注 意 事 項	(1) 白田地区新小学校は、令和5年4月に開校予定であり、本工事は、児童が学校生活を送る敷地内での工事となることから、安全には十分注意すると共に、可能な限り学校行事に協力すること。なお、開校準備や学校行事の影響を受ける日があるため、工程については学校関係者及び監督職員と十分協議すること。また、開校後の式典等を考慮し、植栽工事については可能な限り令和5年3月までに完了させること。 (2) 現場進入口は安全に通行出来るよう整備するとともに、工事現場周辺に仮囲い及び通路養生を行い、作業員及び第三者の安全はもちろんのこと、騒音、ほこり、土砂等で支障がないよう十分注意すること。また、現場周辺は、住宅が近接しているため、当工事現場の土砂等が近隣の住居等に吹き込まないように防砂対策等を行うこと。 施工者は関連工事の施工者と互いに協力し、安全管理に細心の注意を払うとともに、安全上必要な仮設については、請負代金の範囲内において設置すること。 (3) 工事用車両等の通路は請負者の責任において整備を行うこと。なお、工事車両等の通行により問題が生じた場合は、請負者の責任において対処すること。

(4)	工事着手前に現場及び周辺住宅の記録写真を詳細に撮影し、損傷した場合は監督職員の指示により現状に回復すること。
(5)	近隣の住民等に工事について協力を依頼し、トラブルが発生しないよう配慮すること。また、通行人に対しての安全についても配慮すること。
(6)	同一敷地内で同時期に、上記4のとおり関連工事を実施しているため、各請負業者は互いに協力するとともに情報を共有して工事を行うこと。なお、【同一敷地において施工中の工事】は、令和5年2月28日を工期末としており、本工事の施工エリアを資材置き場や作業員の駐車場として使用していることから、工事箇所において本工事の施工に着手できるのは、原則として令和5年3月以降となる。
(7)	本工事における交通誘導員は、交通誘導員Aを配置すること。 安全体制を十分に協議するとともに関係機関との調整を行い、計画書を提出すること。なお、自社の従業員が誘導を行う場合は、警備業法14条で規定する以外のものとし、安全教育、安全訓練等を十分に行うこと。この場合は交通誘導員Bを配置しているものとみなし、協議のうえに変更する。
(8)	保険については、工期に1ヶ月程度加えた期間加入すること。なお、保険の種類は、特記仕様書に記載している内容を確認すること。
(9)	建退共に加入し、契約締結後1ヶ月以内に掛金収納書（又は理由書）を提出すること。また、工事契約後は必要枚数分の共済用紙を購入し、原則として現物支給とすること。
(10)	部分払いの対象とする工事材料については、工事現場に搬入済みの材料及び製造工場等にある材料で、監督員の検査に合格したものとする。なお、製造工場等にある工事製品を計上する際は、受注者の当該製品に対する支出が確認できた場合とする。
(11)	本工事は、「令和4年度 学校施設環境改善交付金」の対象事業である。補助事業で必要となる書類の作成に要する資料の提出に協力すること。また、監督職員の指示により、工事着手前、工事中及び完了時等の写真を記録し、画像データを提出すること。
(12)	令和4年度の支払限度額に対する出来高率は、年度末出来高検査時点で1%程度の予定とし、入札後調整により定める。